

1. 件名：使用済燃料から分離した核燃料物質の国外移転に係る面談

2. 日時：令和4年9月30日（金）16時00分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、上野管理官補佐、加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

使用済燃料プロジェクト推進室 室長 他1名

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他2名

核燃料サイクル工学研究所 1名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力機構（以下「原子力機構」という。）から、使用済燃料を海外の再処理工場において再処理した際に分離した核燃料物質を、平和利用を目的とした協定を締結している国へ譲渡することについて、配付資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁より、以下のとおりコメントした。

- ・ふげんの使用済燃料を東海再処理施設から搬出する際の責任分界点について、運搬業務契約の主体と運搬業務の監督責任の役割分担を、関係性を含め具体的に説明すること。

○原子力機構から、了承した旨返答があった。

6. 配付資料

資料1 ふげん使用済燃料に係る核物質の扱いについて